

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書兼契約書

(輪島市地域包括支援センター・委託対応版)

第1部 重要事項説明書

本書は、介護保険法に基づき、利用者が可能な限り自立した日常生活を送れるように支援する事を目的として、輪島市地域包括支援センターが実施する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、重要事項を説明するものです。

1. 事業者の概要

事業者名・代表者	輪島市地域包括支援センター 石川県輪島市長 坂口 茂
所在地・連絡先	輪島市二ツ屋町2字29番地 電話 0768-23-1174
介護保険事業所番号	第1700400011号 (平成18年4月1日指定)
管理者の氏名	古戸 伸洋
サービス提供地域	輪島市の行政区域内 他

職員内訳

職 種	常 勤	非常勤
管理者	1名	
主任介護支援専門員	2名	1名
社会福祉士	2名	
保健師	3名	

営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 (国民の祝日及び12/29～翌年1/3 を除く) 午前8時30分～午後5時15分

2. 委託に関する事項(※該当する場合)

本業務の一部は、居宅介護支援事業所へ委託することがあります。利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

(委託後も責任主体は地域包括支援センターとなります。)

3. 提供するサービスの内容

- 1) 介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)の作成
- 2) サービス事業者との連絡調整
- 3) 定期的なモニタリング
- 4) 状況変化時の見直し

【サービス利用料金】

介護予防支援費	4,420円
介護ケアマネジメント費 (独自型・基準緩和型サービス)	4,420円
初回加算	3,000円
委託連携加算	3,000円

4. 利用料

原則として自己負担はありません。

*このサービスの利用料は、介護保険制度から全額給付されます。但し、保険料の滞納等がある場合には、1ヶ月毎に介護報酬で定められている金額(上記、サービス利用料金の表を参照)をお支払いいただきます。後日、その全額について払い戻しを受けることができます。

5. 苦情相談窓口

輪島市福祉課 (輪島市役所内)	所在地 輪島市二ツ屋町2字29番地 電話番号 0768-23-1161 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時まで
介護苦情サービス110番 (石川県国民健康保険連合会内)	所在地 金沢市幸町12番1号 電話番号 076-231-1110 受付時間 午前9時～午後5時まで
石川県福祉サービス 運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 金沢市本多町3丁目1-10 電話番号 076-234-2556 受付時間 午前9時～午後5時まで

6. 個人情報の取扱い

サービス提供に必要な範囲で、関係機関（サービス事業者・医療機関・行政等）と情報共有を行います。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者及び利用者の家族等に関する情報を、次に掲げる事由のほか正当な理由なく第三者に提供しません。この秘密の保持は、本契約が終了した後も継続します。

- 1) 介護予防サービスを提供するために、居宅介護支援事業所及び指定介護予防サービス等事業者との間で、連絡調整並びにサービス担当者会議を行う場合
- 2) 介護予防サービスの提供を受けている時において必要となった医療行為に関し、医療従事者に対して情報提供を行う場合

7. 損害賠償及び事故発生時の対応

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者又は利用者の家族に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 緊急時の対応

利用者の状態に急変があった場合は、家族・医療機関等へ連絡し、必要な対応を行います。

重要事項説明 同意欄

上記内容について説明を受け、内容を理解し同意しました。

令和 年 月 日

利用者【住 所】輪島市 _____

【氏 名】 _____

【代理人氏名】 _____ （続柄： ）

説明者（輪島市地域包括支援センター職員） _____

第 2 部 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

利用者を「甲」とし、輪島市地域包括支援センターを「乙」とし、甲乙両当事者間において次のとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用契約を締結します。

（契約の目的）

第 1 条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し、適切な介護予防サービス・支援計画を作成し、かつ介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者、その他の事業者及び関連機関との連絡調整、その他必要事項の提供を行います。

（契約期間）

第 2 条 この契約の期間は、令和 年 月 日から、甲の要支援又は介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下、事業対象者という。）の認定有効期間の満了日までとします。

（提供するサービスの内容）

第 3 条 乙が甲へ提供するサービスの内容は、次の各号のとおりとします。

- (1) 介護予防サービス・支援計画の作成
 - (2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与
 - (3) 介護予防サービス・支援計画の変更
 - (4) 介護保険施設等への紹介
- 2 前項に規定するサービスは、介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する乙の職員が行うほか、乙が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務委託を締結している居宅介護支援事業所の職員が行うものとします。
- 3 乙は、第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する介護予防サービス・支援計画の作成及び変更にあたり、次の各号に規定する事項を履行します。
- (1) 甲及び甲の家族が解決したいと考える課題を把握するため、甲の居宅を訪問などし、面接または継続的な連絡を行うこと。
 - (2) 介護予防サービス等事業者が提供する介護予防サービスの内容及び利用料の情報の提供を公正かつ公平に行い、甲及び甲の家族が介護予防サービスの選択を行うにあたり必要な援助を行うこと。
 - (3) 介護予防サービスの目標、目標の達成時期等を明記した支援計画を作成すること。
 - (4) 作成した支援計画の再評価を適宜行い、適切な支援計画となるよう、計画の変更及び関連事業者への連絡を行うなど必要な援助を行うこと。
 - (5) 甲及び甲の家族からの相談及び要望する事項の把握に努め、関係機関等の連絡調整を行うことにより苦情・申出等の対応を行うこと。

（契約の終了）

第 4 条 甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は終了します。

- (1) 死亡したとき若しくは輪島市の被保険者の資格を喪失したとき
- (2) 要介護認定を受け、認定区分が非該当（その後、事業対象者に認定された場合は除く）又は、要介護 1 以上になったとき

（契約の解除）

第 5 条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、契約

期間満了日の7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 乙は、甲の故意または重大な過失により、この契約を継続させることができないと判断したときは、その理由を付した書面を甲に提示したうえで、いつでも解除することができます。

（損害賠償）

第6条 乙は、この契約に基づくサービスの提供について、自己の責に帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲または甲の家族に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

（秘密保持）

第7条 乙は、次の各号に掲げる事由のほか、正当な理由がない限り、知り得た甲及び甲の家族に関する個人情報を、第三者に対し提供しません。

（1）甲に対する介護予防サービスを提供するため、甲の状態及び甲の家族の状況等について居宅介護支援事業所及び介護予防サービス事業者との間で連絡調整並びにサービス担当者会議を行う場合

（2）甲が介護予防サービスの提供を受けている場合において必要となった医療行為に関し、医療従事者に対して情報提供を行う場合

- 2 前項の秘密保持は、この契約が終了した後も継続します。

（記録の整備、閲覧）

第8条 乙は、甲に対するサービスの提供に際して作成した記録、書類を契約終了日より5年間保存します。

- 2 乙は、甲または甲の家族から、保管する記録または書類についての閲覧、若しくは提示の要請があったときは、その要請に応じることとします。

（契約外条項）

第9条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令を尊重し、甲乙の協議により定めます。

（契約期間の更新）

第10条 この契約は、甲に必要な介護予防サービスの提供が途切れることがないよう、第4条各号に掲げる場合を除き、自動更新されるものとします。

この契約を証するため、甲乙は署名または記名のうえ、この書面を2通作成し、甲乙各1通保有します。

令和 年 月 日

甲 輪島市

乙 輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市地域包括支援センター
輪島市長 坂口 茂